

進化に向けて転換期の指定管理者制度

2003年の地方自治法改正で導入された指定管理者制度は、公民館、児童館等地方自治体の広範な施設に展開されている。本制度は、地方自治体やその外郭団体に限っていた公の施設の管理・運営について、株式会社等営利企業や財団法人、NPO、市民グループなどその他の法人や団体による包括的代行を可能にする制度であり、行政法的には行政処分として展開され、従来の委託とは明確に区別される。指定管理者制度は、地方自治体が定める条例に基づいてプロポーザルや総合評価方式などで管理者候補の法人や団体を選定し、地方自治体の議会議決で最終的に選ばれた管理者に管理運営委任する。指定管理制度導入で民間手法を用いて、弾力性や柔軟性のある施設の管理・運営が可能となった。導入後、実務に合わせた見直しも進められ、地方自治法第244条により当該施設の利用に際して料金を徴収している場合は、得られた収入を地方自治体との協定の範囲内で管理者の収入とすることができる。

導入から10年以上が経過する中で、指定管理者制度に関する課題も指摘され、地方自治体で議論となることも少なくない。主な課題として、①指定管理導入において予算や職員の削減等行政改革の面が実質的に強調されやすいこと、②弾力性や柔軟性のある施設運営が期待されるものの、地方自治体の条例・施行規則、従来からの管理型思考等により運営が硬直的になる実態があること、③指定管理期間は、選定された法人・団体が継続的に管理・運営できるものの、指定管理期間経過後においてはその継続性は保証されず施設運営の持続性が担保されない場合があること、④地方自治体と指定管理者間の情報共有等連携が不十分な場合、公の施設を通じたサービス提供の質に影響を与えると同時に、当該サービスを支える人的資源の育成が不十分となること、などである。こうした課題を考えるに際して、以下の点を踏まえる必要がある。①指定管理者制度を導入することは当該施設のサービスを民営化することではなく、あくまでも公共サービスとして位置づけながらその提供を民間法人等に委ねる仕組みであり、最終的に公共サービスの提供の持続性確保の責任は地方自治体にあること、②指定管理者制度の導入により単純に行政のスリム化が実現すると考えるのは適切ではなく、むしろ、新たな制度の質的確保・持続性を担保するための新たな人材の形成が必要となる側面があることを地方自治体は認識すること、③とくに指定管理者制度導入後の指定管理者との情報共有には十分に配慮し、指定管理者と共に公共サービスの提供について考え行動する姿勢が地方自治体には必要なこと、④指定管理者制度の課題として指摘される事項の大半は、地方自治体の指定管理者に対するモニタリング機能が十分に発揮されていないことに起因するケースが多く、指定管理者とともに公の施設から提供される公共サービスの質を維持し向上するためのモニタリング機能を生み出す努力が必要となること、⑤指定管理は対象となる公の施設から提供される公共サービスの性格によって多様であり、指定管理を導入する条例等に基づいて展開するものの、具体的な契約内容を画一的に行うことは必ずしも適切ではなく、モニタリング項目も含め提供する公共サービスの質に合わせて多様化すること、⑥地方自治体の職員は2-3年を基本に定期異動することが多く、地方自治体の組織全体として指定管理制度の理解とノウハウを高める人材育成が組織的に必要なこと、などが重要となる。具体的には、地方自治体と指定管理者間の情報共有と協働姿勢を高めるため運営や財務に関する定期的な会議の開催やICT（情報通信技術）を活用したリアルタイム情報の蓄積と分析、地域の利用者である住民の継続的なチェック機能を組み込むとともに、基礎自治体の場合は住民・NPO等もモニタリングや運営に関してともに考えともに行動できる仕組みを組み込むこと、地方自治体及び第三者機関による指定管理者への監査等の体制を整えること、導入時においては委託的要素の組み込みをはじめとして地方自治体職員の訪問・常駐など指定管理者制度への理解を深める体制を整えること、などである。マイナンバーの地方自治体独自利用に関しても指定管理制度への応用等課題と工夫が求められている。